

日 時： 令和元年10月5日（土） 13：30～15：00
場 所： 千福が丘町内会館 集合室
出席者： 事務局 会長：小俣 副会長：藤田、森田、岸川（司会進行） 会計：原田、加納 書記：村山、今村
《敬称略》
裾野市職員：まちづくり課土地対策係 坪井様、高草様、服部様
裾野市議会議員：村田様
住民：19名
計：31名
議題： 大規模太陽光発電設備の設置に関する説明会
配布資料：「大規模太陽光発電設備の設置」に関する説明会資料

【議事】

1. 小俣会長からの報告および説明

出席した住民に対し、「大規模太陽光発電設備の設置」に関する説明会資料に従って当該議題について説明した。以下、説明内容を要約する。

(1) 説明内容概略

①設備概要等

1) 太陽光発電設備設置場所

千福が丘 3丁目14-21、22 38班プラプラの前の空き地
(土地所有者 バイソンエナジー(下部) 面積 約4,000平方m)

※ 2018年10月 (株)スタジオシンタックスよりバイソンエナジーが取得

2) 事業主

バイソンエナジー(株) (中国系企業) 資本金5,000万円

3) 発電出力

モジュール：375.76kW(太陽電池の合計出力) PCS：280kW(発電出力)

年間発電量：620,200kWh パネル916枚の設置(平地の他に南側法面にもパネル設置)

太陽電池の発電効率：20.8% (実行変換効率) (JA SOLAR製)

4) 東京電力との契約

2018年に完了

5) 設備の認定

経済産業省による設備の認定 認定済み(認定期日 不明)

6) 工事予定

2020年7月～2021年2月

② 設置に関する行政の見解 担当課 まちづくり課 土地対策係

- 1) 設置場所の広さが2000平方m以上あるので、地元住民に対して説明会を開き、「事業説明会経過報告書」の提出が必要となる。
- 2) 太陽光発電設備は単に構造物に当たり、「千福が丘地区計画」の建築物の用途制限には該当しない。
- 3) 住民が設置に反対しても法的拘束力はなく、設置を阻止する法的手段は無い。

③ 設備に関する項目

- 1) 反射光の問題

太陽の角度によっては、パネルからの反射光が住宅の窓などに差し込む可能性がある。

2) 電波障害

パネルからパワーコンディショナー(直流から交流への変換機)までの直流磁界とパネルからパワーコンディショナーからの交流磁界によるノイズによるもの。ラジオ、テレビへの障害の可能性がある。

④ 設置工事に関して

1) 工事の騒音

整地作業、木の伐採・・・重機やダンプカーの騒音

2) 土砂の流出

近隣地域や沢などへの土砂の流出

⑤ 設備完成後に関して

1) 運転時の日常的な問題の発生

運転時の日常的な不具合の発生(例:騒音、反射光)の可能性はないか?設備の保守管理、点検の方法、結果は報告してもらえるか?

2) 災害に対する配慮

大雨、強風、台風に対する対策は(発生防止策)・・土砂災害・パネルの破損、電気事故・・・

3) 災害発生により住民が被害を受けた場合(パネルが飛んできて家を壊した等)はどうのように対処するか?→このようなときは、事業主が補償してもらえるよう交渉する必要がある。

損害賠償は・・・

4) 設備全般に対して千福が丘区との協定書の締結は可能か

設備の運転・保守点検などの日常管理の方法

災害発生時の処置、損害賠償に関する事項、設備転売時の契約書の継続の保証・・・

5) 環境・景観への配慮

設備周囲は金網(フェンス)の設置となっているが、樹木の植栽は必要ないか

⑥ 住民の皆様の考え方・要望事項・対処方法

今回の太陽光設備の設置に関して、今後区としてどのように対処するか

1) 区・住民の要望要求事項の実現を図れるようにしていく

2) 設置そのものに反対していく

※ 重要な事項であるので対応チームを作りたいがどうでしょうか

⑦ 今後の予定

1) 10月中旬に今回の説明会の内容を反映した形で、バイソンエナジー・行政・区役員

村田市議の4社による「業者主催の説明会」の事前打ち合わせの実施

※ 住民の質問・不安事項などに対する事業主からの明確な説明・回答を引き出すため

2) 業者による説明会の開催 11月16日(土) 13:30~ 町内会館

※ 充分な回答が得られない場合は、再度の説明会を開くか

3) 契約書締結への活動

2. 質疑応答

| | 質問 | 回答（カッコ内は回答者） |
|----|---|---|
| 1 | ソーラーパネルはファーウェイ製と聞いたが？ | (会長) パワーコンディショナーがファーウェイ製である。 |
| 2 | 発電設備は構造物に該当するということであるが、建築制限に引っかからないのか？ | (市職員) 4,000m ² に満たないので、建築制限に引っかからない。 |
| 3 | 施工業者の説明会を開催するということだが、単に説明会を実施すれば良いのか、住民の同意を得る必要はないのか？ | (市職員) 説明会を開催すれば良い。住民の同意を得る必要はない。 |
| 4 | 本件、市としてはどのように考えているのか？ | (市職員) 再生可能エネルギーによる電力供給なので、促進したいという側面はある。しかし、何も規制がないまま進めても良いとは考えていない。2020年3月までに条例を制定し、規制する部分と進めて良い部分を明確にする予定である。 |
| 5 | — | (市職員から条例について紹介) <ul style="list-style-type: none"> ● ソーラーパネルの面積が5,000m²であればメガソーラーとなる（他の自治体は12,000m²で区切っている例が多い）。 ● 景観を配慮し、建築抑制区域を決める予定である。 |
| 6 | 建築抑制区域の区分けはどのようにしようと考えているのか？ | (市職員) <ul style="list-style-type: none"> ● 山林（山を削ってまで施工する必要なし） ● 土砂災害につながる恐れのある区域 ● 鳥獣保護区域、文化財区域、市街化区域 |
| 7 | 上記回答によると千福が丘は規制対象区域になるのではないか？ | (市職員) そのとおりと考えるが、今回の施工面積は4,000m ² と聞いてるので、この部分が規制対象外（施工可能）となってしまう。 |
| 8 | 千福が丘は区画が整理されている。1区画が4,000m ² だとしても、例えば今後複数区画に施工することになれば合計4,000m ² 以上になり、規制対象になるのではないか？ | (市職員) 多くの自治体が規制の線引きを12,000m ² としているところ、裾野市は4,000m ² で検討していることから、厳しい規制になるとを考えている。ただし、質問のような状況も予測することができるため、1事業主単位で合計面積を規制対象とすることを考えている。 |
| 9 | 千福が丘地区計画では、金網の設置が許可されていないはずであるが、今回の発電設備は構造物という扱いになり、規制対象外になってしまうのか？ | (市職員) そのとおりである。建築物は、大雑把にいうと屋根があり、屋根の下に利用可能な有効空間あるものを示す。 |
| 10 | 市内にソーラーパネルが960枚を超える施設は他にあるのか？ | (市職員) 下和田、茶畠にある。 |
| 11 | 下和田、茶畠のソーラー発電設備は、どこも住宅地ではないと思うが。 | (市職員) そのとおりである。 |
| 12 | 大きく4つの不安要素があると考える。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業主のCSRは信用できるのか（都合よく放り出したりしないか）。 ● 騒音が発生しないか。 ● 家屋の損害、火災。 ● 売電価格が下がった場合、トラブルにつながらないか。 上記状況に鑑み、市は法的サポートを考えていないのか？ | (市職員) 法的サポートまで考えていないが、今住民の意見を聞いたので、検討したい。 |
| 13 | 現在、ソーラーパネルの面積を5,000m ² で区切るよう検討しているということだが、もっと厳しくできないのか？ | (市職員) 厳しくしたいとも思うが、あまりやりすぎると財産権等に抵触してしまうため難しい。しかし、 |

| | 質問 | 回答（カッコ内は回答者） |
|--|----|--|
| | | 厳しくできないか、検討していきたい。とくに、条例の発効日については、着工日を起点にするなど、表現を工夫していきたいと考えている。 |

3. 要望事項

| | |
|---|---|
| 1 | 基礎はコンクリートになるのか、土にするつもりなのか、事業主に確認してほしい。（担当：町内会長） |
| 2 | 施工した設備が使えなくなった際、不法投棄される恐れがあるため、このような場合の対処手順を協定書に盛り込めるよう、協議してほしい。（担当：町内会長） |
| 3 | 施工対象区画前の所有者は、定期的に草刈りを実施していた。一方、当該事業主は草刈りを実施していないため、草刈り等の土地の管理を徹底するよう、要望してほしい。 →別荘地等の草刈りは、町内会から土地所有者に推進しているが、この土地については土地所有者と連絡できなかったために滞っていた。本日、土地所有者が明確になったため、町内会から連絡する。 |
| 4 | 本件、法的に進めざるを得ないことは理解できるが、施工後に自然災害等が発生した場合に対処するには、発電設備であることを踏まえると、住民単独では技術的に荷が重い。今後、保険に入るよう、事業主に要望してほしい。（担当：町内会長） |
| 5 | 事業主との協議は、1回や2回で終わらせるとはせずに、しっかりと協議してほしい。また、回答は文書でしっかりと受領してほしい。（担当：町内会長） |
| 6 | 工事について、トラックのルートと学生の通学路が重なってしまうので、トラックのルートをよく考えほしい。また、学生の通学時刻と重ならないよう、工事時間帯を工夫してほしい。（担当：町内会長） |
| 7 | 発電設備の稼働後の責任の所在を明確にしてほしい。（担当：町内会長） |
| 8 | 土地を有効に使うのは構わないが、近隣の住民が我慢しなくても良いよう（例：反射光で暑い等）に配慮してほしい。（担当：町内会長） |
| 9 | 発電設備ができたことにより、（長期的にみると）雨水が污水に流入して污水处理施設に影響を及ぼすような事態が発生するかもしれない。このようなことへの対処も検討してほしい。（担当：町内会長） |

4. 住民の意向

現時点での住民の意向（設置可否）は以下のとおりである。

| | |
|-------|-----|
| 賛成 | 2人 |
| 反対 | 10人 |
| わからない | 7人 |

以上